

○多賀城市児童厚生施設条例施行規則

平成 2 年 3 月 2 0 日

規則第 1 号

多賀城市児童館管理規則（昭和 4 9 年多賀城市規則第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、多賀城市児童厚生施設条例（平成 2 年多賀城市条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成 2 8 年規則 1 0 号〕）

（使用申請等）

第 2 条 条例第 5 条第 1 号に規定する児童又は当該児童の付添人が使用する場合は、児童厚生施設に備え付ける多賀城市児童厚生施設使用簿（様式第 1 号）に所要事項を記入しなければならない。

2 条例第 6 条第 1 項の規定による申請は、多賀城市児童厚生施設使用許可・変更申請書（様式第 2 号）により行うものとする。

（一部改正〔平成 2 8 年規則 1 0 号〕）

（使用許可）

第 3 条 市長は、前条第 2 項の申請を適当と認めたときは、多賀城市児童厚生施設使用許可書（様式第 3 号）により許可するものとする。

（一部改正〔平成 2 8 年規則 1 0 号〕）

（遵守事項）

第 4 条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用した備品及び設備を、現状に復して整理すること。
- (2) 使用した場所を、清掃すること。
- (3) 許可なく火気等を使用しないこと。
- (4) 許可なく寄付金の募集、物品の販売等をしないこと。
- (5) 職員の指示に従うこと。

(一部改正〔平成２８年規則１０号〕)

(き損等)

第５条 使用者は、児童厚生施設の施設若しくは設備をき損又は滅失させたときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(一部改正〔平成２８年規則１０号〕)

(指定管理者による管理)

第６条 条例第８条第１項の規定により、指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合における第２条第２項、第３条及び第５条並びに様式第２号及び様式第３号の規定の適用については、第２条第２項、第３条及び第５条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第２号及び様式第３号中「多賀城市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(追加〔平成２８年規則１０号〕)

(委任)

第７条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

(追加〔平成２８年規則１０号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

(多賀城市児童遊園管理規則の廃止)

- 2 多賀城市児童遊園管理規則（昭和 4 9 年多賀城市規則第 5 号）は、
廃止する。

附 則（平成 8 年 3 月 5 日規則第 4 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 3 月 1 6 日規則第 1 0 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に残存する帳票類は、当分の間、必要な調整
を行い、使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

多賀城市児童厚生施設使用簿

[illegible]

様式第 2 号（第 2 条関係）

多賀城市児童厚生施設使用許可・変更申請書

年 月 日

多賀城市長 殿

団体名
住所
代表者 氏名
電話
印 番

児童厚生施設を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使 用 時 間	自 年 月 日 時 分					
	至 年 月 日 時 分					
使 用 施 設 名						
使 用 目 的						
使用予定人員	人 内 訳		成人 人, 児童 人			
備 考						

様式第 3 号（第 3 条関係）

多賀城市児童厚生施設使用許可書

第 号
年 月 日

殿

多賀城市長 印

下記のとおり使用を許可します。

記

使 用 時 間	自 年 月 日 時 分					
	至 年 月 日 時 分					
使用施設名						
使 用 目 的						
使用予定人員	人内訳	成人 人, 児童 人				
備 考						

付記

本書は、使用当日、児童厚生施設窓口へ提示してください。

様式第 1 号（第 2 条関係）

（一部改正〔平成 2 8 年規則 1 0 号〕）

様式第 2 号（第 2 条関係）

（一部改正〔平成 2 8 年規則 1 0 号〕）

様式第 3 号（第 3 条関係）

（一部改正〔平成 8 年規則 4 号・2 8 年 1 0 号〕）